

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金制度は、老齢、障がい又は死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とした制度です。

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

納付が困難な場合は免除・納付猶予があります

経済的な理由により国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、最寄の年金事務所や市民課国保年金係で手続きをしてください。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

- ◆保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- ◆10年以内（例：平成28年7月分は平成38年7月まで）であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
ただし、老齢基礎年金を受けられている方は追納することができません。
- ◆保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

障害基礎年金の受給者所得状況届は7月末までに提出を

◆対象となる方は以下の年金を受給されている方です◆

- ①20歳前傷病による障害基礎年金 ②障害福祉年金から裁定替えされた障害基礎年金
- 対象の方には、日本年金機構秋田事務センターから「所得状況届」が送付されますので、7月末日までに市民課国保年金係又は各総合窓口センター、出張所へ提出してください。

◎お問い合わせ・・・市民課国保年金係 ☎ 62-1118 合川総合窓口センター ☎ 78-2112
森吉総合窓口センター ☎ 72-3115 阿仁総合窓口センター ☎ 82-2112

福祉医療費受給者証 更新のお知らせ

中学生のお子さんがある保護者の方へ

～受給者証の有効期限が変更になります～

○有効期限が1年に

これまで中学生の医療費については、市の単独事業で全額助成してきましたが、平成28年8月から、県の助成対象範囲が中学生まで拡大されることに伴い、受給者証の更新が必要になります。

今後は、1年ごとに所得判定が必要になることから、有効期限が1年（8月1日から7月31日まで）になります。

＜対象となる中学生＞

受給者証の「対象区分及び負担者番号」の先頭2桁が「80」で始まる中学生が対象です。

福	福祉医療費受給者証			
対象区分及び負担者番号	8	0		

受給者証の有効期限が残っていても更新が必要です



○更新の方法

新しい受給者証を7月下旬に送付します。

新しい受給者証が届きましたら、現在お持ちの受給者証を返信用封筒に入れて、必ず返送してくださいようお願いします。

なお、現在お持ちの受給者証は有効期限が平成28年8月1日以降の日付であっても、使用できませんので、ご注意ください。

○所得が把握できない場合

市で平成27年中の所得が把握できない方（1月1日以降の転入者や未申告者）は、前住所地からの所得課税証明の取り寄せや申告が必要です。

該当する方には別途通知しますので、速やかに手続きをしてくださるようお願いします。

なお、提出等がない場合は、受給者証が発行できませんので、あらかじめご了承ください。

有効期限が平成28年7月31日までの方へ

～受給者証を送付します～

○対象者には7月末までに送付

現在お持ちの福祉医療費受給者証の有効期限が、平成28年7月31日となっている方については、所得及び資格確認を行い、更新の対象になる方へ7月末までに新しい受給者証を送付します。

8月以降に病院で受診される際は、有効期限を確認のうえ、保険証と共に医療機関へ提示してください。

※所得が確認できない方には、別途通知します。

【次のような事由が生じたときには届出を】

- ▷受給者の氏名、住所を変更したとき
- ▷加入している健康保険（社保、共済、国保等）が変更になったとき
- ▷認定されている障害の等級が変更されたとき
- ▷ひとり親（死別、離婚、配偶者が重度の障害等）の要件に該当するとき（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、福祉医療費の対象になります）

〈届出場所〉 市民課又は各総合窓口センター

◎お問い合わせ・・・市民課国保年金係 ☎ 62-1118 合川総合窓口センター ☎ 78-2112
森吉総合窓口センター ☎ 72-3115 阿仁総合窓口センター ☎ 82-2112